

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第176回総会を開会いたします。</p> <p>本日は委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、拓南地区の大西委員、西中島地区の中崎委員のお二人にお願いします。</p> <p>なお、本日は議案審議の中で地元委員から補足説明を願うため、新浜地区の熊田推進委員、久枝地区の渡部孝志推進委員、浅海地区の渡部丈司推進委員、堀江地区の松下委員が欠席のため渡部誠推進委員に出席して頂いております。よろしくお願います。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第9号まで9件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>なお、先日、松山税務署から「消費税の軽減税率制度」について委員の皆様にご説明をさせていただきたいとの依頼があり、通常議案の審議が終了後にお話しいただく予定となっております。せっかくの機会ですので、お気軽に御質問いただければと思います。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございますが、本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により転用するものでございます。離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年9月26日～10月25日までに専決処理した案件は15件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら15件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地9件2,961平米、商工業用地5件1,145平米、公的用地1件50平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年9月26日～10月25日までに専決処理した案件は29件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら29件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地23件1万5,250平米、商工業用地3件3,086平米、公的用地3件1,059平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>では、お手元に審査基準1号～7号までを整理した調査票がございますので、併せて御覧ください。</p>

1 番、譲受人は、農地約 187 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

2 番、譲受人は、農地約 178 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3 番は、本人保留でございます。本案件は、許可申請前に原形変更に着手し、地元改良区と未調整であることから、改良区と調整を図る必要があるため、本人保留であります。

4 番、譲受人は、農地約 32 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5 番 6 番 7 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

8 番、譲受人は、農地約 157 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、父親から申請地を借り受け、益々、農業に精進するものでございます。

9 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

10 番、先月、本人保留の案件でございます。書類が整ったため、保留を解くものでございます。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

11 番、譲受人は、農地約 54 アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

<p>青井和子委員</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いします。</p> <p>まず5番6番7番は、新規農業の案件でありまして、併用案件となっておりますので一括して進めたいと思います。所在地、住所地共に、興居島地区ですので、青井委員からお願いします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先程事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、今般、新たに農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農作業経験もあり、農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>次に、9番であります。所在地が堀江地区でありますので渡部誠推進委員からお願いします。</p>
<p>渡部誠推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在新浜地区にお住まいで、今般、堀江地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>同じく、住所地が新浜地区ですので熊田推進委員からお願いします。</p>
<p>熊田誠一推進委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p>

	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在新浜地区にお住まいで、今般、堀江地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>次に、10番であります。所在地が難波地区ですので、河野地区の中川委員からお願いします。</p>
中川 均 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、久枝地区に居住しておりますが、この度、難波地区の農地で、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。農業技術修学歴が4年あり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>同じく住所地が久枝地区ですので渡部孝志推進委員からお願いします。</p>
渡部孝志推進委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先程事務局から説明がありましたとおり、貸人は、高齢のため、耕作が困難となり、借人が農地を借り受け、農業をすることになり、本申請に及んだものであります。住所地の委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、柑橘の栽培を行うとの申請であり、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。なお本会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第4号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、市内南高井町に居住しておりますが、近隣住民の駐車場として借り受けたいとの依頼により、平成10年頃より、本申請地を10台分の貸露天駐車場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農業区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、現在、広島市に居住し、母親は市内上野町に居住し農業を営んでおりますが、本申請地は昭和59年に申請人が相続しており、当時より、物干場、農作業場、自転車置場として利用していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農業区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件申請人は、現在、市内八反地に居住しておりますが、近隣住民より、自家用車の置場に困っているとの相談を受けたことから、この度、本申請地へ16台分の貸露天駐車場を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第5号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は県許可分でありますので、直ちに意見を付して愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約77アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を祖父より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約65アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、市内南久米町の賃貸店舗で美容室を経営しておりますが、こ</p>



の度、本申請地を取得し、自己所有の美容院を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、市内福音寺町に居住し、勤務医をしておりますが、この度、本申請地を取得し、新たに、歯科診療所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された 4 メートル以上の道路の沿道でおおむね 500 メートル以内に教育施設、医療施設があることから、第 3 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、自動車販売修理業を主な業務とする法人でございますが、現在、賃借している駐車場を地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに、本申請地を賃借し、従業員車両、試乗車等の露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅から概ね 500 メートル以内にあることから、第 2 種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

6 番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅から概ね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は、土木建築工事、舗装工事並びに運送事業を主な業務とする法人でございますが、本社移転に伴う既存資材置場の返還及び事業の拡大に対応するため、新たに本申請地を取得し、十分な構内通路や作業場を設置し、作業効率、安全性の労働環境を整えたうえで、重機、ダンプ、各種車両、各種資材の露天車両置場、資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が 3,000 平米を超える案件として、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。また、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

8番、本件受人は、土木建設業を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、賃借している駐車場、資材置場が手狭で支障をきたしていることから、今回地主に返還のうえ、新たに、本申請地を取得し、ダンプ、トラック、従業員車両、重機、残土等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

9番、本件受人は夫婦で、現在、妻の実家に居住し、農地約41アールを耕作する農業後継者でございますが、現住宅が手狭なことから、本申請地を妻の父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。なお、優良農地の転用であり、今月27日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

10番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

11番、本件受人は、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございますが、既存の駐車場が市街地に位置しており、大型トラックの通行に支障をきたしていることから、新たに、道路環境の良い本申請地を取得し、大型トラック、4トントラック、従業員車両等の露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

12番、本件受人は、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人でございますが、既存の駐車場が手狭で支障をきたしていることから、新たに、既存駐車場に隣接する本申請地を取得し、運搬車両、預かり輸送車両の露天駐車場として利用した

	<p>いとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。</p> <p>13番、本件受人は、不動産業、建築業を主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、新たに、本申請地を取得し、ダンプ、残土、砂利、真砂土等の露天駐車場及び資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました。次に地元委員から補足説明をお願いします。まず、5番であります。所在地が久米地区ですので、田中委員からお願いします。</p>
田中正人委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましており、本件譲受人は、松山市久米窪田町に本店を構え、車販売・修理業を営む法人です。譲受人は従業員用駐車場を賃貸借にて借り受け利用しておりましたが、賃貸借契約の解除に伴い、早急に従業員用駐車場を確保する必要性に迫られております。また新規に増設する試乗車の駐車場もないため、新たに駐車場用地を探していたところ、本申請地を見つけ、他に代替地もなく、本申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>次に、7番は、所在地が浮穴地区でありますので、南委員からお願いします。</p>

南 耕 一 委 員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市南高井町に本店を構え、土木工事業を営む法人です。譲受人は、現在、借りている駐車場及び資材置場を返却しなければならなくなり、代わりの土地を探していたところ、本申請地を見つけ、他に代替地も無く、本申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元としては了承した訳でございますが、なお、本総会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡 部 泰 明 会 長	<p>次に、8番は、所在地が久谷地区でありますので、池田委員からお願いします。</p>
池 田 友 邦 委 員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、久谷地区にて土木工事業を主な業務とする有限会社でございます。今般、現在借りている露天資材置場を返還し、新たに申請地を取得し、露天資材置場を確保したいとして申請に及んだものです。周辺農地に対する被害防除等もするとしており地元としては了承した訳でございます。なお、本会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
渡 部 泰 明 会 長	<p>次に、11番と12番は、いずれも所在地が余土地区でありますので、一括して森委員からお願いします。</p>
森 映 一 委 員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように11番と12番の譲受人は、別々の法人でございますが、2社とも運送業を営んでいます。11番は、既存の車両置場が住宅街であり、車両の大型化に伴い、不便であることから、出入り口が広く便利な本申請地に露天駐車場を確保したいとしております。12番は、既存の置場が手狭になり、隣接する本申請地を拡張したいとしております。2件とも、周辺農地に影響が出ないよう、被害防除もするとのことでしたので、地元としては、了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員の補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分であります。このうち7番と9番は、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他につきましては、直ちに、意見を付して愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「平成30年度第8号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>本日の案件4件の内、賃借権の設定は1件、使用貸借権の設定は1件、所有権の移転は2件で、設定総面積は、1万1,972平米です。その内訳は、新規が4筆、売買が10筆、贈与が1筆となっています。</p> <p>それでは、御説明いたします。番号1の譲受人は、約121アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号2の譲受人は、約162アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>17ページの番号3の譲受人は、約187アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>18ページの番号4の譲受人は、約75アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、平成30年11月15日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p>

	<p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>平成30年9月26日～10月25日までに専決処理した案件は21件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら21件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本議案は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査にて、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地について、松山市が農業委員会に対し判断を求めてきたものです。</p> <p>今回判断を求められている対象地は、浅海地区の萩原にありますので、浅海地区の渡部丈司委員と立岩地区の西垣委員、河野地区の中川委員に事務局も同行して9月13日に現地確認を実施しました。この後、地元委員の補足説明をいただき、対象地が農地に該当するか否かについて、御判断いただきます。</p> <p>本日の総会で「農地に該当しない」旨の議決がされた場合には、松山市に対してその旨回答するとともに、各所有者に対して非農地通知を发出し、併せて法務局、県等、関係機関に非農地一覧を送付し、農地台帳から対象地を削除します。以上が事務手続きの流れです。</p> <p>今回、松山市から判断依頼があった対象地は、議案記載の3筆です。なお、これら3筆は、全て農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地ですが、青地農地に対して非農地であると判断したとしても問題がない旨、愛媛県農政課に確認済みです。</p> <p>現地の状況については、お手元の現地調査の際に撮影した写真をまとめたカラーの資料をお配りしていますのでご覧ください。</p> <p>1ページと2ページは、上空から撮影された写真で、対象地の位置が御確認いただけたと思います。対象地は、今年7月の豪雨災害により一部が土砂崩れを起こしておりますが、災害復旧事業への申請はなく、該当していないことを松山市農林土木課で確認済みです。</p> <p>現地写真は、比較のために土砂崩れ前と土砂崩れ後の2つの時点のものを添付しています。撮影した方角等異なっている点はございますが、平成30年4月16日時点が3ページと4ページ、平成30年9月13日時点が5ページから最後のページです。</p>

	<p>なお、議案記載の3筆が農地に該当するか否か、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは控えさせていただきます。事務局からの説明は以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>事務局からの説明が終わりました。本案件については、浅海地区の渡部丈司推進委員、立岩地区の西垣委員と河野地区の中川委員が現地調査を行っていますので、代表して浅海地区の渡部丈司推進委員から補足説明を願います。</p>
渡部丈司推進委員	<p>それでは、御説明します。</p> <p>平成30年9月13日に河野地区の中川委員と立岩地区の西垣委員、事務局職員も同行し、現地確認を実施しました。場所は、北に今治市と隣接し、松山市の最北端の浅海地区にある萩原という集落でございます。</p> <p>さて、現地の状況についてですが、まず、平成30年4月16日に撮影した写真をご覧ください。①の乙135番10と②の乙135番16は、雑草や雑木等が繁茂しており、農道も埋もれて通行できず、全体が山林の様相を呈している状態でした。</p> <p>また、③の乙135番24は、農業用倉庫及び農作業場となっている状態でした。</p> <p>これと併せて、平成30年9月13日に撮影した現地写真を御覧いただくとわかりますように、今年7月の豪雨によって土砂崩れが発生したことにより、①と②は、山林化した部分も見えますが、土砂で埋まっています。また、③についても土砂で農業用倉庫が倒壊しました。</p> <p>これらのすべてを農地として復元するには、大型の重機を利用しても、かなり時間と費用がかかるように思われますことから、非農地と判断いたしました。以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>ただ今、渡部推進委員の説明がございましたとおり、3筆とも非農地という判断でよろしいでしょうか。</p>



<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい、ありがとうございます。御異議が無いようでしたら、先ほどの判断結果を松山市へ回答いたします。</p> <p>それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで全て終了いたしました。</p> <p>これまでのところで、委員から御質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、事務局から何点か連絡事項等ございますので、事務局お願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>委員の皆様には、お忙しいところ、今年度の農地の利用状況調査にご協力をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>今回実施した利用状況調査の結果を基に、営農や保全管理状態の農地、非農地判断対象の農地を除いた遊休農地の所有者に対して、今後の利用意向を確認するため、農地の利用意向調査を実施します。意向調査の文書を発送する時期は、今月末の予定です。</p> <p>お手元にお配りしている封筒の中には、対象者に送付する書類の見本が入っています。また、意向調査の対象の遊休農地が存在する地区の委員の皆様には、調査票の送付対象者と対象農地を記載した一覧表も入っています。</p> <p>そこで、農地の利用状況調査の実施後に既に改善されていたり、その他、送付するにあたり何か問題や御意見等ございましたら、11月20日までに事務局職員まで御連絡いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>来月は12月10日、月曜日です。</p> <p>それでは、以上で第176回総会を閉会いたします。</p>
<p>若江俊二局長</p>	<p>皆様、御起立をお願いいたします。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前11時15分閉会</p>